

松本市告示第340号

松本市健康野菜等作付拡大奨励事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年9月16日

松本市長 菅谷 昭

### 松本市健康野菜等作付拡大奨励事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、松本市健康野菜等の生産振興を図ることにより、出荷量を拡大し、ブランド化を推進するため、松本市健康野菜等の作付拡大に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 松本市健康野菜等 松本地域で生産される野菜、果物であって、科学的な分析検査等によって健康維持に寄与することが明らかにされたものをいう。
- (2) 信州の伝統野菜 長野県内で栽培されている野菜のうち、長野県の信州伝統野菜認定事業実施要綱（平成18年9月27日付け18農生第747号農政部長通知）に基づき設置された信州伝統野菜認定委員会が、来歴、食文化及び品種特性について一定の基準に適合しているものとして選定し、リスト掲載しているものをいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人又は市内に事務所若しくは生産拠点を置く団体で、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 出荷を目的として、補助対象品目について新規又は増産のため作付面積の拡大を行うこと。
- (2) 補助対象品目の生産総量の半数以上を出荷すること。
- (3) 他品種と交雑していないと認められる市販の種子等を使用して生産すること。
- (4) 伝承地栽培認定基準に掲げる栽培方法を基本として生産すること。

#### (補助対象品目等)

第4条 補助金の交付対象となる品目、経費、補助金額等は、次のとおりとする。

補助対象品目	対象経費	補助金額
--------	------	------

松本一本ねぎ	1 アール以上の作付面積の拡大に要する経費であって、定植後の植替えに係るもの	作付拡大面積 1 アール当たり 1 万円。ただし、10 万円を上限とする。
--------	--	---------------------------------------

2 補助対象となる面積に 1 アール未満の端数があるときは、小数点以下第 2 位を四捨五入するものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の指定する期日までに、松本市健康野菜等作付拡大奨励事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないとする書類については、添付を省略することができる。

- (1) 松本市健康野菜等作付拡大奨励事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 松本市健康野菜等作付拡大奨励事業収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 作付けする圃場が確認できる図面
- (4) 作付前の圃場写真（圃場全景）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請ができる回数は、同一年度内に同一申請者 1 回限りとする。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の可否等を決定するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、松本市健康野菜等作付拡大奨励事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第 5 条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに松本市健康野菜等作付拡大奨励事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、交付決定者から前項に規定する変更（中止）承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市健康野菜等作付拡大奨励事業補助金変更（中止）承認兼変更交付決定通知書（様式第 6 号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、松本市健康野菜等作付拡大奨励事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市健康野菜等作付拡大奨励事業実施調書（様式第8号）
  - (2) 松本市健康野菜等作付拡大奨励事業収支決算（見込）書（様式第9号）
  - (3) 売上伝票及び出荷を証明する書類の写し（出荷内容が確認できるもの）
  - (4) 作付後の圃場写真
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は第6条に規定する交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松本市健康野菜等作付拡大奨励事業補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年9月16日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。